

農薬を適正に使いましょう

農薬使用の基本

- ★ 農薬は、「農薬取締法」により使用基準が定められており、適正に使用しなければなりません。
- ★ 農薬の登録内容は変わることがありますので、使用前には必ずラベルに記載された表示内容を確認しましょう。

安全確保のために

- ★ 農薬は、鍵のかかる場所に保管しましょう。
毒物及び劇物にあたる農薬は、その表示も義務づけられています。
- ★ ペットボトル等に小分けする等、移し替えは絶対にやめましょう。

医薬用外毒物

医薬用外劇物



周囲への配慮



- ★ 住宅地等の周辺ほ場で農薬を散布する場合は、事前に周辺住民に対して周知しましょう。
- ★ 飛散の少ない農薬（粒剤等）や飛散低減ノズルを活用しましょう。
- ★ 農薬が河川へ流出しないように注意しましょう。



農薬の使用前

- ★ 農薬の使い残しが発生しないように必要な量だけを計量して散布液を調整しましょう。

農薬の使用後も…



- ★ 農薬を使用した後の防除器具は、よく洗浄しましょう。
農産物の残留農薬基準値超過の主な原因は「防除器具の洗浄不足」です。
- ★ 使用に関する内容を記帳しましょう。
記帳内容は、作物名、散布日時、場所、農薬名、散布量、希釈倍数などが有効です。

気をつけましょう！ まちがえやすい農薬の利用

使用時期の「収穫前日まで」

【重要】

農薬ラベルに記載された使用時期「収穫前日まで」とは、「収穫24時間前まで」の意味です。

例えば、夕方に農薬を散布した場合、次の日の朝に収穫することはできません。

このようなときは、出荷休みの前日に散布する等の方法で適正に使用しましょう。

除草剤の「農耕地用」と「非農耕地用」

【重要】

除草剤には、**農耕地**で使用が認められたものの他に、**非農耕地**専用のものがあり、農作物等の栽培・管理に使用できるのは**農耕地用**だけです。

(注) 水田の畦畔は農耕地ですので、非農耕地用の除草剤は使えません。

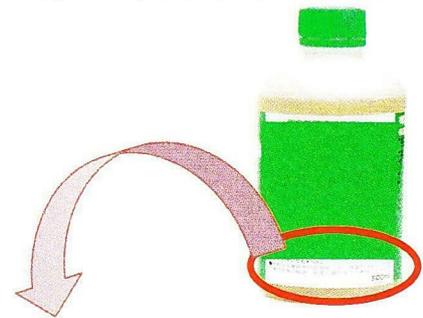
〔農耕地用〕

農耕地に使用できる除草剤は、ラベルに農薬登録番号の他、適用作物等が記載されています。

〔非農耕地用〕

駐車場や運動場等に使用するための除草剤です。

ラベルに、**農薬として使用できない旨**や適用場所に**「植栽地を除く」**等の表示があります。



●非農耕地用除草剤の表示例

※本剤は非農耕地用除草剤です。農薬ではないので農作物の栽培・管理に使用すると罰せられます。

お問い合わせは
栃木県河内農業振興事務所 経営普及部 TEL 028-626-3072
宇都宮市 農林生産流通課 生産振興グループ TEL 028-632-2466



百滅配合率70%両生紙を使用しています